大阪市下水道施設維持管理審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第２条第１項の規定に基づき、大阪市下水道施設維持管理審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、委員８人以内で組織する。

２　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第５条　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第６条　会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。

５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第８条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

（部会の運営）

第９条　前２条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第７条第１項及び第３項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第２項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

２　審議会は、前項において読み替えて準用する第７条第３項の規定により部会の議事が決されたときは、当該議決をもって審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第10条　審議会の庶務は、建設局において処理する。

（施行の細目）

第11条　この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。